

第 3 3 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 平成30年11月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

第59回天白地域環境審議会を開催するにあたり、審議会議案の資料が配布された2018年 8月10日以後 9月13日までに、審議会事務局が、審議会会長、委員との話し合いの全部を記録した文書のすべて、また確認した起案、決済文書のすべて。

同年 9月14日に審議会事務局が審議会委員に対して、議事録の事務局案を持参し、発言内容について確認を依頼した会話内容を示す文書及び、起案、決裁文書のすべて。

- 2 同年12月 7日、実施機関は、「第59回（平成30年度第 1回）天白区地域環境審議会の会議録（案）について」（以下「本件行政文書」という。）、
「2018年 8月10日以後 9月13日までに審議会事務局が、審議会会長、委員との話し合いの全部を記録した文書」（以下「本件対象文書①」という。）及び
「2018年 9月14日に審議会事務局が審議会委員に対して、議事録の事務局案を持参し、発言内容について確認を依頼した会話内容を示す文書」（以下「本件対象文書②」という。）を特定し、本件行政文書を公開、本件対象文書①及び②を非公開とする、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 平成31年 1月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書①及び②を公開しない理

由として、請求内容に該当する文書は作成していないためと主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書①について、通常、天白区地域環境審議会（以下「本件審議会」という。）の話し合いは口頭や電話で行っており、文書まで作成していない。また、話し合いについて確認した起案決裁文書も存在しない。

(2) 本件対象文書②について、確認の依頼は口頭で行っており、文書は作成していない。ただし、本件行政文書に審議会委員からの修正依頼等に関する記述があったため、当該文書を公開した。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件対象文書①及び②を非公開とするとの決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成30年 8月17日に開催された本件審議会（以下「第59回審議会」という。）は、委員あるいは住民にとって重要な審議がなされた。その中で、ある委員が間違った発言（以下「本件発言」という。）をしたにも関わらず、本件審議会事務局である実施機関の職員からは修正発言が一切なかったことが、採決結果に大きく影響したと考えられる。

(2) その後、同年 9月13日付で、第59回審議会の会議録案の修正依頼が委員に対して書面にて行われたが、本件発言について、カッコ書きで追加記入がされていた。審査請求人が、実施機関に出向き、カッコ書きの記入の経緯等を確認したところ、実施機関の職員から、「発言委員がこのようなニュアンスで思っているのではないかということ私の判断で書き加えた」と返答があり、また、「これから本人に確認をとる予定」との発言があった。

(3) 地域環境審議会規則第 3条第 4項では、「会長は、会議の次第、出席した委員の氏名及び議事の内容を記載した会議録を調製し、市民からの申出

があった場合には、その閲覧に供しなければならない。」と規定しており、少なくとも本件審議会会長との会話や指示は記録されるのが当然である。

(4) さらに、本件審議会運営要領第14 2(1) では、「会議録は、全ての発言に対し、発言内容を安易に要約することなく、その発言の趣旨を踏まえ、忠実に記録する。」と規定しており、本件発言に加筆をすることは、明らかに違反ともとれる重大な加筆である。勝手に加筆をした行為は、会議録の信頼性を失うものである。

(5) また、本件発言をした委員にのみ会議録の案を手交しており、当該委員だけに特別に確認するとした話は、事務局の決裁が必要で、口頭だけで記録がないなどということはある得ない。

(6) 公害行政のために、文書の公開を求める。

(7) 名古屋市の行政のあり方に対する指導を情報公開審査会に求めることは場違いかと思うが、そういう点も踏まえて、審査会として意見を開陳してほしい。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書①及び本件行政文書以外の本件対象文書②が存在するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件審議会は、名古屋市環境基本条例（平成 8年名古屋市条例第 6号）第30条に基づき、市長の附属機関として、区域ごとに置かれ、その区域に

係る環境の保全に関する施策に関し、その区域内に住所を有する市民の申立てに基づき、又は自らの判断に基づき、調査審議することなどを所掌するものである。

- (2) 本件審議会の運営について定めている地域環境審議会規則は、第 3 条第 4 項において、会長が、会議の次第、出席した委員の氏名及び議事の内容を記載した会議録を調製することを規定している。

また、天白区地域環境審議会運営要領は、会議録の作成及び会議録の確認の方法について規定している。

- (3) 本件公開請求は、第59回審議会に関するものであり、当審査会の調査によれば、以下の事実が認められる。

ア 実施機関は、平成30年 8月10日に第59回審議会の審議資料を本件審議会の各委員に配布した。

また、実施機関は、第59回審議会の開催にあたり、事前に会長を訪問し、議題等の説明を行っている。

イ 同年 8月17日に第59回審議会が開催され、当該審議会の審議の中で、委員の一人が本件発言をした。

ウ 本件審議会の事務局である実施機関は、第59回審議会の会議録案を作成し、本件発言をした委員以外の本件審議会の各委員に対して、同年 9月13日に書面にて当該会議録案の内容の確認を依頼した。

また、本件発言をした委員に対しては、同年 9月14日に実施機関が当該会議録案を持参し、内容の確認依頼を行った。

エ 本件審議会の各委員から会議録案について修正依頼があったことから、実施機関は、当該会議録案を修正すること並びに修正した会議録案を本件審議会会長及び副会長に提出することを何う決裁を同年10月 5日に起案し、同年10月17日に施行した。

オ 上記エにおいて作成された決裁文書が本件行政文書である。

当該文書には、本件審議会の各委員からの修正依頼の記録、実施機関が当初に作成した会議録案及び修正後の会議録案が添付されている。

- (4) これらのことから、本件審査請求の対象となる本件対象文書①及び②は

以下のように解するのが相当である。

ア 本件対象文書①は、実施機関が、第59回審議会を開催するにあたり、資料を配布した平成30年 8月10日から会議録案の内容の確認依頼行った同年 9月13日までの間に、本件審議会会長を含む各委員と行ったやり取りの記録がされている文書である。

イ 本件対象文書②は、実施機関が本件発言をした委員に対して、同年 9月14日に会議録案を持参した際にどのような確認を行ったか、その会話内容が分かる文書である。

4 本件対象文書①及び本件行政文書以外の本件対象文書②が存在するか否かについて

(1) 本件審議会の運営にあたっては、上記 3(2) のとおり、規則等により会議録の作成が求められていることが確認できる。

しかしながら、会議録以外の実施機関と本件審議会会長及び委員との話し合い等について、その記録の作成を求める規定はない。

(2) また、本件対象文書①を作成しうる事務としては、上記 3(3) アのような会長への事前説明やその他実施機関と会長を含む各委員との連絡が考えられるが、当審査会が実施機関に調査したところ、以下の事実が認められる。

ア 会長への事前説明においては、本件審議会のレジュメや審議資料について説明を行うが、何らかのやり取りが発生する場合はある。

イ また、実施機関と本件審議会の各委員との間で、会議以外の場面で、何らかのやり取りが発生する場合はある。

ウ これらのやり取りは通常対面または電話により口頭で行われるが、そのやり取りの結果、レジュメや審議資料等に修正が必要となった場合には、それらを直接修正する。

エ したがって、やり取り自体を記録する必要があるとは認識していない。

(3) これらのことから、上記第 3 2のとおり、本件対象文書①及び本件行政文書以外には本件対象文書②は存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとまでは認められず、実施機関の説明を覆すに足る事実は認め

られない。

(4) 以上の事から、本件対象文書①及び本件行政文書以外には本件対象文書②は存在しないと認められる。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記 4において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 2月19日	諮問書を受理
3月19日	弁明書を受理
4月26日	反論意見書を受理
令和 3年 8月27日 (第25回第 3小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第25回第 3小委員会)	調査審議
10月 1日 (第26回第 3小委員会)	調査審議
11月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小林直三、委員 清水綾子、委員 庄村勇人